

平成15年6月12日

制定

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的及び専攻）

第2条 本研究科は、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力を持つ法曹を養成することを目的とする。

2 本研究科に、法曹養成専攻を置く。

（方針）

第2条の2 本研究科は、前条第1項に規定する目的を踏まえ、次の方針を定める。

（1） 修了認定・学位授与の方針

（2） 教育課程編成・実施の方針

（3） 入学者受入れの方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

3 第1項第2号の方針を定めるに当たっては、同項第1号の方針との一貫性の確保に努めるものとする。

（課程及び修業年限）

第3条 本研究科に、修業年限を3年とする専門職学位課程を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第10条並びに第11条第1項及び第2項の規定により20単位以上を認定された者については、修業年限を1年短縮することができる。

3 前項の規定により修業年限を1年短縮された者が本研究科に入学するときは、2年次生として取り扱うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、長期履修学生制度を適用された者の修業年限は3年とし、その者が本研究科に入学するときは当初2年間について2年次生として取り扱うものとする。

（長期履修学生制度）

第3条の2 本学則に定めるほか、長期履修学生制度について必要な事項は、別に定める。

（学生定員）

第4条 本研究科の入学定員は40名とし、収容定員は120名とする。

(自己点検及び評価)

第5条 本研究科は、第2条第1項に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

(第三者評価等)

第6条 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

2 本研究科は、前条第1項の点検及び評価の結果並びに前項の第三者評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の2 本研究科は、第2条の2第1項第1号及び第2号の方針に基づき、産業界等と連携しつつ、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は行わない。

2 授業科目は、法律基本科目A、同B及び同C、法律実務基礎科目、展開・先端科目並びに基礎法学・隣接科目に分け、3学年に配当する。

3 授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

(単位数計算)

第8条 本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位並びに特別の課程(履修資格を有する者が、大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修する者が修得した単位及び同課程における学修を含む。)を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(法学既修者の入学時における単位認定)

第11条 入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)は、1年次配当の必修科目の単位を修得したものとみなすことができる。

- 2 履修免除試験時に行う法律科目試験に合格した者は、1年次及び2年次配当の該当の必修科目の単位を修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項に規定する者と同等以上の能力を有すると本研究科が認めた者についても、1年次及び2年次配当の該当の必修科目の単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなす授業科目の単位については、別に定める。
- 5 本研究科が教育上有益と認めるときは、第1項又は第2項の規定により修得したものとみなした単位の一部を学生の願い出により無効とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定の上限)

第13条 前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて37単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法学既修者のうち、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認めた者については、前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は合わせて53単位を超えないものとする。ただし、この場合においても、第10条及び前条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は合わせて37単位を超えないものとする。

(追加科目の履修)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目について履修することを許可することができる。

(履修届)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

第3章 試験、単位、修了及び学位

(単位の授与)

第15条の2 授業科目については、試験その他の本研究科が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 前項の単位の授与は、学期末に行う。

(試験の方法及び時期)

第16条 試験の方法は、筆記によるものとする。

- 2 試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。
- 3 正当な理由により試験を受験することができなかった者には、研究科教授会が認める限

度において追試験を行うことができる。

(成績評価)

第17条 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、評語及び合否は、次のとおりとする。

評点	評語	合否
100点～90点	S	合格
89点～85点	A+	
84点～80点	A	
79点～75点	B+	
74点～70点	B	
69点～65点	C+	
64点～60点	C	
59点以下	F	不合格

2 前項の規定にかかわらず、第10条から第12条までの規定により単位を認定した授業科目の成績の評語は、認とする。

(在籍年限)

第17条の2 本研究科において同一年次に在籍できる年数は、2年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生制度を適用された者が2年次に在籍できる年数は、3年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(在学年限)

第18条 本研究科において在学できる年数は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は、4年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、長期履修学生制度を適用された者は、4年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(課程の修了及び学位の授与)

第19条 本研究科に3年（第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は2年、長期履修学生制度を適用された者は3年）以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

2 専門職学位は、法務博士（専門職）とする。

3 第1項における学位の授与については、この条に規定するほか、関西大学学位規程の定

めるところによる。

第4章 教育研究実施組織

(職員)

第19条の2 本研究科に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本研究科は、第2条第1項に規定する目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(担当教員)

第20条 本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定する資格に該当する者とする。

(研究科教授会)

第21条 本研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規定は、別に定める。

(研究科長)

第22条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

(組織的な研修等)

第22条の2 本研究科は、学生に対する教育の充実を図るため、本研究科の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 本研究科の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第24条 本研究科における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日

創立記念日 11月4日

(4) 夏季休業 8月上旬から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業 2月下旬から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学試験)

第27条 本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。

(入学の出願)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学を許可された者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

3 休学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）に定める。

(復学)

第31条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

2 復学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 退学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(再入学)

第33条 退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2 再入学に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(除籍)

第34条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3 除籍に関する規定は、事務取扱規程に定める。

(復籍)

第35条 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2 復籍に関する規定は、事務取扱規程に定める。

第36条 削除

(転学の許可)

第37条 本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

(転科等)

第38条 本研究科から、関西大学大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

第7章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

第40条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

3 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第8章 委託学生、科目等履修生及び交流学生

(委託学生)

第41条 公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、委託学生として許可することができる。

2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(科目等履修生)

第42条 本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(交流学生)

第43条 他の法科大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考の上、交流学生として許可することができる。

2 交流学生の取扱いは、研究科教授会において定めるものとする。

(学則の準用)

第44条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、この章に規定するほか、正規の学生に関する本学則の規定を準用する。

第9章 奨学制度

(奨学)

第45条 本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章 留学

(留学)

第46条 本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。ただし、同条第2項の規定により、既に修業年限を1年短縮されている場合は算入できない。

3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 施設及び設備

(講義室等)

第47条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

(ロー・ライブラリー)

第48条 本研究科にロー・ライブラリーを設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第49条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章 賞罰

(表彰)

第50条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第51条 本学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

第14章 改正

(改正)

第52条 本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章 補則

(補則)

第53条 本学則に定めるほか、必要な事項については、関西大学大学院学則及び事務取扱規程の定めるところによる。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成26年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第33条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2024年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

法務研究科

法曹養成専攻

I 授業科目、単位数

類別		授業科目	単位	配当年次
法律基本科目 A	必修科目	憲法Ⅰ	2	1
		憲法Ⅱ	2	1
		行政法総論	2	1
		刑法Ⅰ	2	1
		刑法Ⅱ	2	1
		民法Ⅰ	2	1
		民法Ⅱ	2	1
		民法Ⅲ	2	1
		民法Ⅳ	2	1
		民法Ⅴ	2	1
		民法Ⅵ	2	1
		商法	4	1
法律基本科目 B	必修科目	憲法演習	2	2
		刑法演習Ⅰ	2	2
		刑法演習Ⅱ	2	2
		刑事訴訟法	2	2
		刑事訴訟法演習	2	2
		行政救済法	2	2
		行政法演習	2	2
		民法演習Ⅰ	2	2
		民法演習Ⅱ	2	2
		民法演習Ⅲ	2	3
		民事訴訟法	4	2
		民事訴訟法演習	2	2
		会社法演習	2	2
		商法演習	2	2
法律基本科目 C	選択必修科目	民法発展講義	2	3
		民事訴訟法発展講義	2	3

		会社法発展講義	2	3
		公法総合演習	2	2・3
		刑事法総合演習	2	3
		民事法総合演習	2	3
		憲法訴訟	1	2・3
		連携講義（各テーマ）	1	2・3
法律実務基礎 科目	必修科目	法曹倫理	2	2
		民事訴訟実務の基礎	2	2
		刑事訴訟実務の基礎	2	3
	選択科目	リーガルクリニック	2	2・3
		海外エクスターンシップ	2	2・3
		国内エクスターンシップ	2	3
		公法実務演習	2	2・3
		法情報調査・法文書作成	2	2
		刑事模擬裁判	2	3
		民事訴訟実務演習	2	3
展開・先端科 目	選択必修科 目	知的財産法 1	2	2・3
		知的財産法 2	2	3
		知的財産法演習	2	3
		経済法 1	2	2・3
		経済法 2	2	3
		経済法演習	2	3
		労働法 1	2	2・3
		労働法 2	2	3
		労働法 3	2	3
		労働法演習	2	3
		倒産法 1	2	2・3
		倒産法 2	2	3
		倒産法演習	2	3
		国際人権・人道法	2	2・3
		国際公法	2	2・3
		国際私法 1	2	2・3
		国際私法 2	2	3

		国際取引法	2	2・3
		国際法演習	2	2・3
		租税法 1	2	2・3
		租税法 2	2	3
		租税法演習	2	3
		環境法 1	2	2・3
		環境法 2	2	3
	選択科目	中国ビジネス法講義 1	2	2・3
		中国ビジネス法講義 2	2	3
		中国ビジネス法講義 3	2	3
		中国ビジネス法演習	2	3
		金融法	2	2・3
		国際契約実務論	2	2・3
		民事執行・民事保全法	2	2・3
		渉外法律実務演習	2	2・3
		現代法特殊講義（各テーマ）	2	2・3
		インハウスロイヤーの業務	1	2・3
		アジア進出企業支援	1	2・3
基礎法学・隣接科目	選択科目	法哲学・法理論	2	1・2・3
		比較法	2	1・2・3
		法と社会（各テーマ）	2	1・2・3
		法整備支援論	2	1・2・3
		Legal Business English	2	1・2・3

II 修了要件

1 次の科目を含め100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目Aから必修科目26単位
- (2) 法律基本科目Bから必修科目30単位
- (3) 法律基本科目Cから選択必修科目4単位
- (4) 法律実務基礎科目から必修科目6単位を含む12単位
- (5) 展開・先端科目から選択必修科目4単位を含む16単位
- (6) 基礎法学・隣接科目から6単位
- (7) 前各号のほか、法律基本科目C、法律実務基礎科目、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目のうち、複数の科目群から6単位

ただし、特定の科目群から、4単位を超えて修了所要単位数に算入することとはで

きない。

2 履修制限単位

次に掲げる単位数を超えて、履修を届け出ることはいできない。

ただし、本研究科が認めた者については、第1年次及び第2年次においても44単位を限度として履修を届け出ることができる。

(1) 第1年次 36単位

(2) 第2年次 36単位

(3) 第3年次 44単位

3 配当年次

上位年次の配当科目を履修することはできない。

ただし、本研究科が認めた者についてはこの限りでない。

4 進級制度

(1) 1年次終了時において、1年次配当必修科目を20単位以上修得し、かつ、1年次配当必修科目のGPAが1.80以上でなければ、進級（2年次配当科目の履修）を認めない。

当該年度の共通到達度確認試験の成績が、本研究科が定める判定基準に到達しなかったときも、同様とする。

(2) 2年次終了時において、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目（「法曹倫理」を除く。）のGPAが1.80以上であり、かつ、1年次配当必修科目を26単位修得していなければ、進級（3年次配当科目の履修）を認めない。

(3) 進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2年次においては1年次配当必修科目を除く。）の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効とする。

(4) 前各号のほか、進級判定に関し必要な事項は、別に定める。